

## 水質汚濁に係る京都市環境保全基準の改正について

### ①「生活環境に係るもの」別表の類型指定の改正について

#### 【現況】

現在、国の環境基準における生活環境項目の BOD 等一般項目に係る類型指定について、改正作業が進められている。

また、前回の市保全基準の類型改正時（平成 8 年）以降、下水道の普及等により水質が改善されている状況にあり、指定されている類型と現状の水質との間に一部かい離が認められている。

## I 国の環境基準について

### 1 環境基準の概要

水質汚濁に係る環境基準については、健康項目と生活環境項目が定められている。

生活環境項目で河川に定められた基準のうち、pH、BOD 等 5 項目については AA～E の類型ごとに基準値が定められており、各水域に類型を指定することにより基準が適用される。

なお、類型指定にあたっては、国が指定する場合（市内は宇治川のみ）と京都府が指定する場合（宇治川以外）がある。

### 2 類型指定の見直し

京都府が類型指定する水域について、現在、類型（及び達成期間）の見直しが検討されている。（平成22年秋 告示予定）

#### （1）背景

近年、下水道等の水洗化施設整備が進捗し、BOD（生物化学的酸素要求量）でみる河川の水質が改善されている状況にあり、現在の類型と現況水質に不整合が生じており、実情に即した改正が必要であると認められる。（前回改定（平成8年）から14年経過）

#### （2）今回の改正の考え方

##### ア 見直しの考え方

※別添フロー図参照

（ア）水域類型の見直しにあたっては、BODの測定値を基本に検討、その他項目については必要に応じて考慮

（イ）BODの測定値が以下にあてはまる水域について見直しを検討

- 原則、5年間以上安定して上位類型の基準を満足しているB類型以下の水域
- 原則、10年間以上安定してAA類型を満足しているA類型の水域

## イ 検討する水域

現在類型指定している全水域について改正を検討。

上位類型の基準を相当期間満足している水域を改正対象とする。

### (3) 環境基準 類型指定改正案 (抜粋)

河川	改正案	関係市町村	備考
鴨川下流	Bハ→Aイ	京都市	
桂川下流(1)	Bイ→Aイ	京都市	
桂川下流(2)	Bロ→Aイ	京都市, 大山崎町	
有栖川	Bハ→Aイ	京都市	
天神川	Bハ→Aイ	京都市	
小畑川上流	Cロ→Aイ	京都市	
(参考)小畑川下流	Cロ→Aイ	長岡京市, 向日市	
鴨川上流(1)	Aロ→Aイ	京都市	達成期間の改正のみ

※カタカナのイロハは達成期間目標である。イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

(備考)市保全基準においては、達成期間については、「可及的速やかに達成するよう努め、既に達成している場合にあつては、現状を維持するよう努める」としている。

## II 市保全基準について

### 1 京都市における水質汚濁対策と市保全基準

本市の市街地を流れる河川は、桂川と宇治川の2水系に大別され、両河川は京都府八幡市で木津川と合流して淀川本流となり、大阪湾に注いでいる。

本市では、これらの公共用水域及び地下水の状況を把握するため、水質測定を行うとともに、水質汚濁物質を排出する工場・事業場に対して水質汚濁防止法、京都府環境を守り育てる条例等に基づく監視指導を行っている。

また、市環境保全基準においては、国の環境基準で類型指定していない中小河川についても指定するとともに、鴨川、天神川、小畑川で国の環境基準より厳しいランクの類型を指定している。

### 2 環境基準と市保全基準の設定状況

生活環境項目について、市保全基準は環境基準に準じている。

ただし、市保全基準においては、基準についてはAA～C類型のみを設定し、また、類型指定については、国の環境基準で類型指定していない中小河川についても指定するとともに、鴨川、天神川、小畑川で国の環境基準より厳しいランクの類型を指定している。

## 2 環境基準と市保全基準の類型指定状況

水質汚濁に係る市保全基準における「生活環境に係るもの」は、国の環境基準における「生活環境の保全に関する環境基準」に対応している。双方におけるBOD等一般項目についての類型指定状況は下表のとおりである。

京都市内における類型指定状況

河川名	環境基準（現行及び改正案）		市保全基準（現行）		
	対 象 水 域	類 型	対 象 水 域	類 型	類 型
鴨 川	鴨川上流(1) 高野川合流点より上流	A	鴨川上流(1) 高橋から上流		AA
			鴨川上流(2) 高橋から高野川合流点まで		A
	鴨川上流(2) 高野川合流点から勸進橋まで	A	鴨川中流 高野川合流点から勸進橋まで		A
	鴨川下流 勸進橋より下流	<del>B</del> A	鴨川下流 勸進橋から下流		B
白川			白川 全 域		A
西高瀬川			西高瀬川 全 域		C
高野川	高野川上流 花園川合流点より上流	AA	高野川上流 花園川合流点から上流		AA
	高野川下流 花園川合流点より下流	A	高野川下流 花園川合流点から下流		A
岩倉川			岩倉川 全 域		A
桂 川	桂川上流 渡月橋より上流	A	桂川上流 渡月橋から上流		A
	桂川下流(1) 渡月橋から天神川合流点まで	<del>B</del> A	桂川中流 渡月橋から天神川合流点まで		B
	桂川下流(2) 天神川合流点から宇治川合流点まで	<del>B</del> A	桂川下流 天神川合流点から宇治川合流点まで		B
弓削川	弓削川 全 域	A	弓削川 全 域		A
新川			新川 全 域		C
有栖川	有栖川 全 域	<del>B</del> A	有栖川 全 域		B
天神川	天神川 全 域	<del>B</del> A	天神川上流 御室川合流点から上流		A
			天神川下流 御室川合流点から下流		B
御室川			御室川 全 域		A
清滝川	清滝川 全 域	AA	清滝川 桂川合流点から上流		AA
小畑川	小畑川上流 京都市と長岡京市の境界より上流	<del>C</del> A	小畑川上流 京都市と長岡京市の境界から上流		A
宇治川	宇治川(1) 山科川合流点より上流	A	宇治川上流 山科川合流点から上流		A
	宇治川(2) 山科川合流点から三川合流点まで	B	宇治川下流 山科川合流点から三川合流点まで		B
旧安祥寺川			旧安祥寺川 全 域		A
山科川			山科川上流 旧安祥寺川合流点から上流		A
			山科川下流 旧安祥寺川合流点から下流		C
東高瀬川			東高瀬川 全 域		B

※環境基準については、現在検討されている類型指定改正内容を反映させている。

### Ⅲ 京都市の現況について

#### 1 類型による基準値と現状の水質

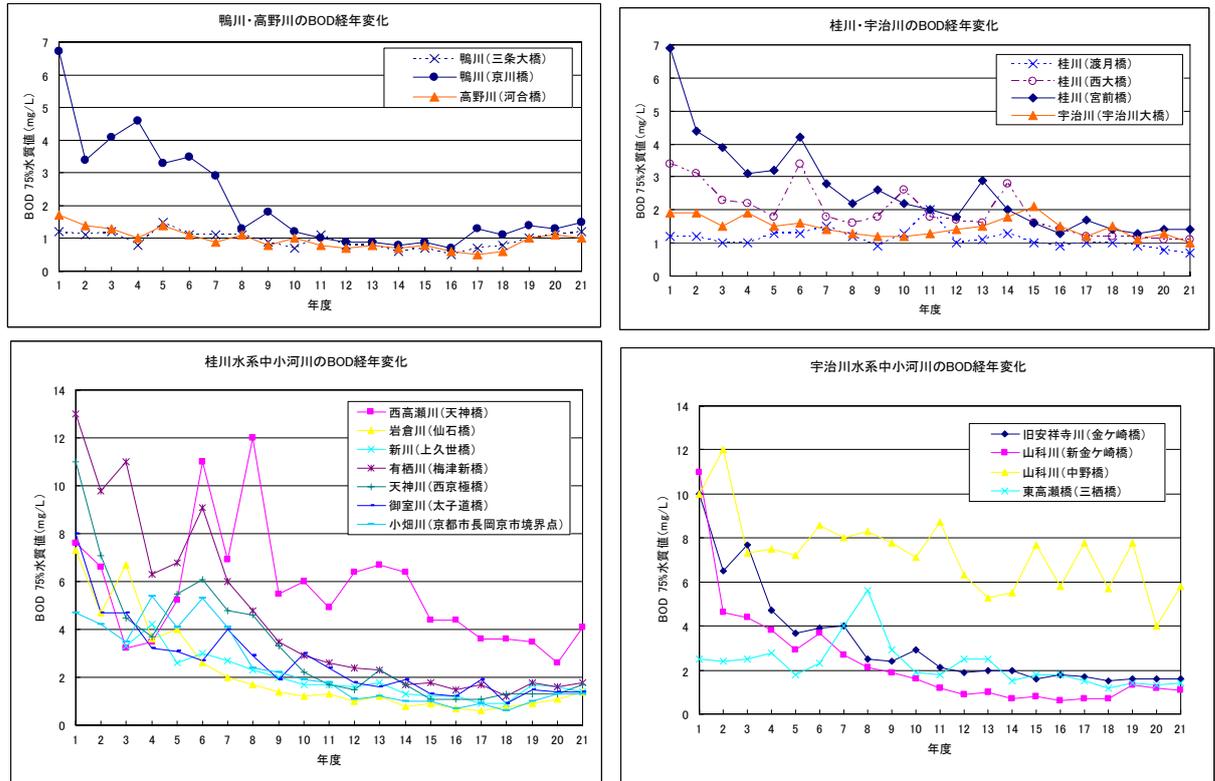
現行の市環境保全基準における水域類型は、平成8年4月に改正して以降、京北町の合併による新規指定を除き、10年以上見直しを行っていない。

一方、河川水質は、下水道の普及等に伴って近年河川水質が改善されている状況にあり、指定されている類型と現状の水質との間に一部かい離が認められている。

◆資料 4-4 「BOD75%水質値の経年変化」 参照

#### 2 生活環境項目 (BOD) の経年変化 (概要)

平成1桁台を中心に水質が改善されている地点が多く、ここ数年は概ね安定している。



(参考) 下水道の整備状況について

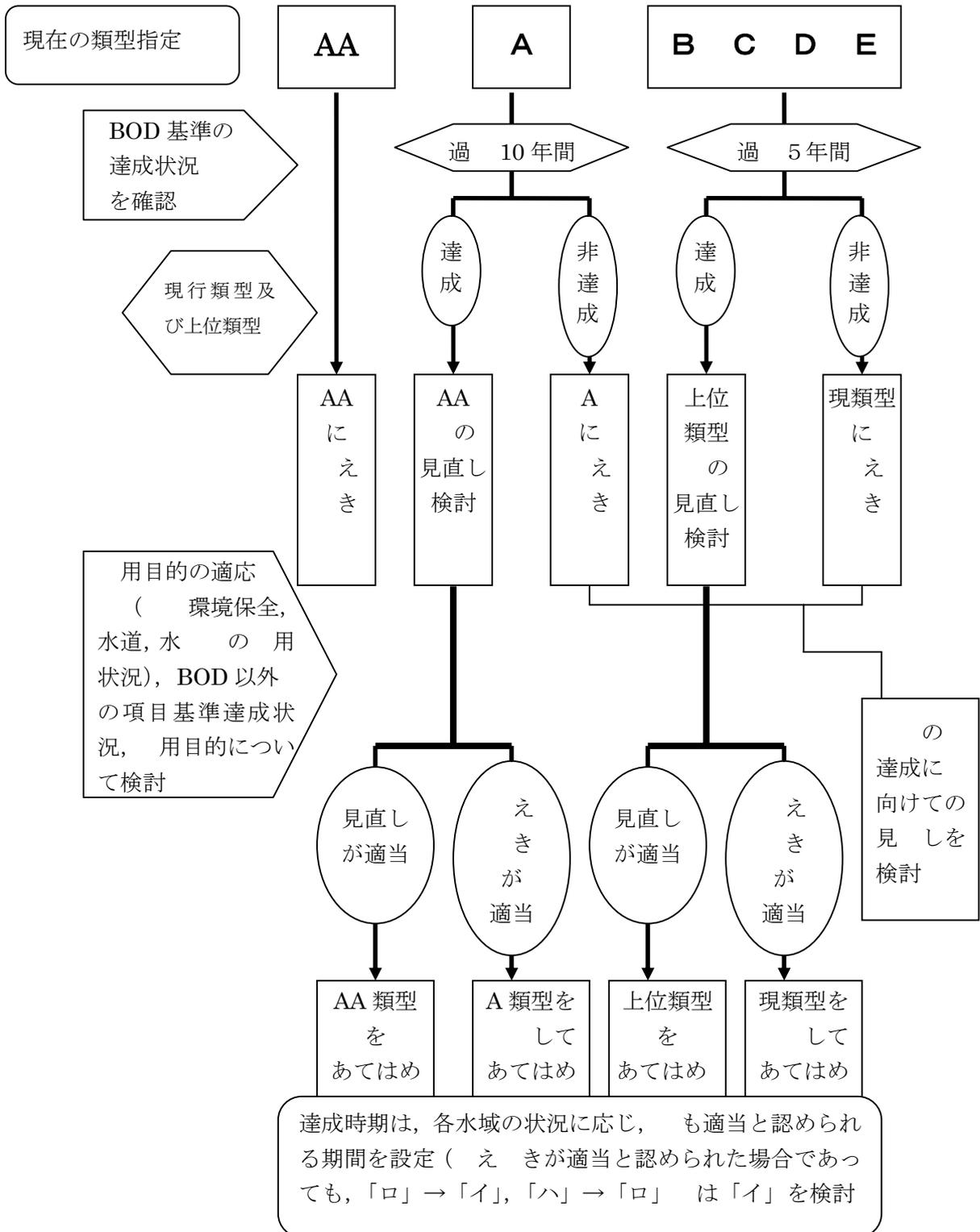
京都市においては、平安建都1200年に当たる平成6年度には市街化区域の下水道整備を概成し、現在は市街化調整区域である大原等において整備を進めている。

(下水道人口普及率：99.2% (平成20年度末現在))

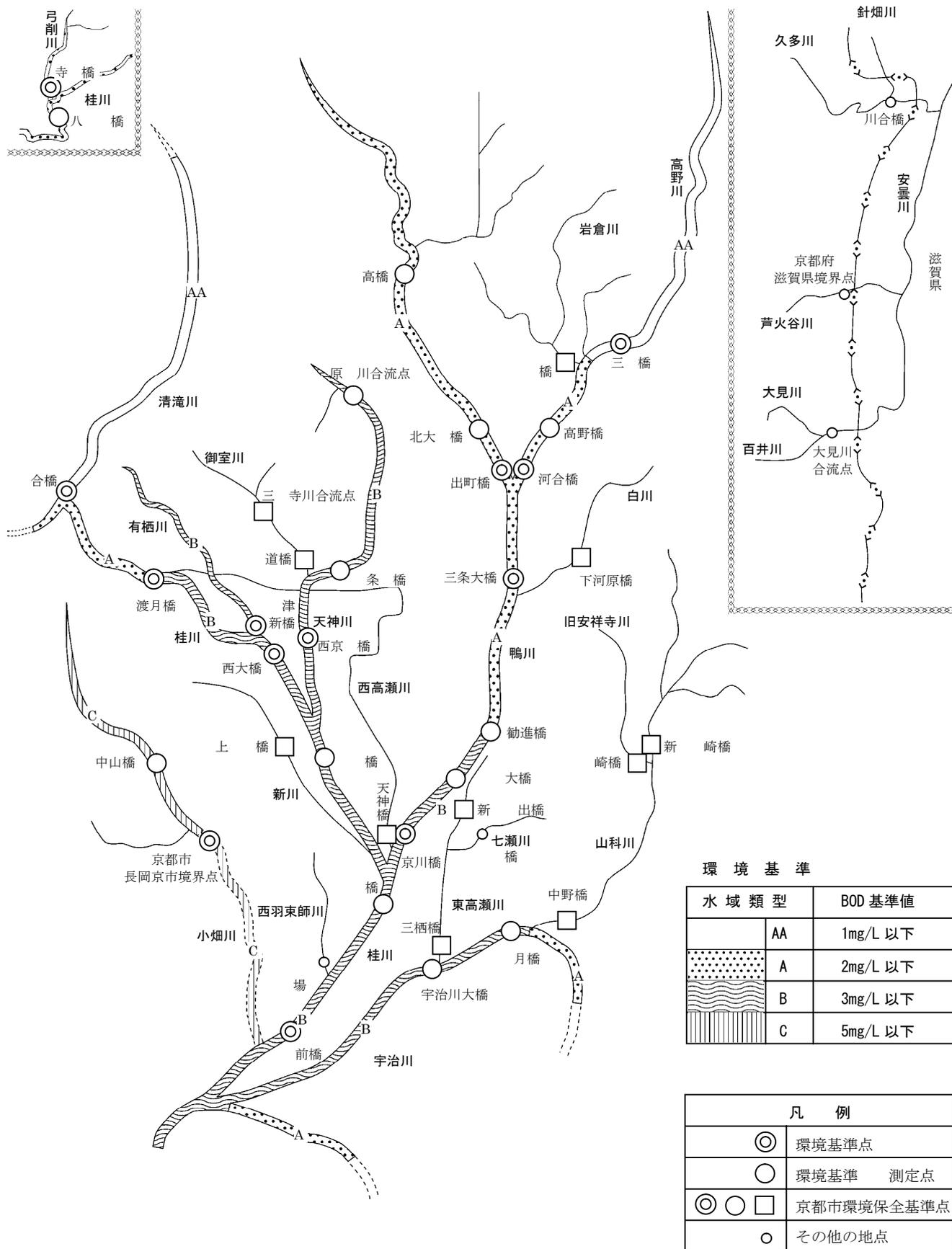
(別添) フロー図

国の環境基準における 類型指定改正に係る基本的な考え方

(京都府環境審議会環境管理部会の検討資料より)



(参考) 京都市域の水質測定地点及び環境基準水域類型



環境基準

水域類型	BOD 基準値
AA	1mg/L 以下
A	2mg/L 以下
B	3mg/L 以下
C	5mg/L 以下

凡 例	
◎	環境基準点
○	環境基準 測定点
◎ ○ □	京都市環境保全基準点
○	その他の地点